

「(仮称)北3条広場の設置について」(素案)に対する
意見募集の結果について



平成 25 年 (2013 年) 9 月

札幌市市民まちづくり局都市計画部都心まちづくり推進室

市政等資料番号 01-C06-13-1191

1. 意見募集期間

平成25年6月20日(木)～7月19日(金) (30日間)

2. 資料配布場所

市役所（5階・都心まちづくり課及び2階・市政刊行物コーナー）
各区役所（総務企画課）・各まちづくりセンター
札幌市ホームページ

3. 意見募集の結果

(1)提出状況

- ① 提出者数：2人
- ② 意見件数：6件

(2)提出方法

メール：2人

4. 意見の概要

ご意見の概要とそれに対する本市の考え方は下表のとおりです。

なお、お寄せいただいたご意見につきましては、今後の取り組みの参考にさせていただきますが、素案の修正はありません。

意見の概要		本市の考え方
広場の名称について		
1	広場の名称について、ネーミングライツは導入せず、市民公募によって、長く親しまれ、歴史的価値の高さが後世にまで語り継がれるような名前がつけられるのが望ましい。	本広場の名称や愛称の命名等については今後検討してまいります。
広場の整備に係るもの		
2	「札幌市都心交通ビジョン」（平成13年公表）で示された駅前通モール化の実現可能性を考え、広場と札幌駅前通の接続性を意識した設計にしてほしい。	本広場の設計・デザインについては、駅前通や北海道庁赤レンガ庁舎等、周辺の景観やデザイン等を考慮し、学識有識者や地域関係者、行政で構成された委員会にて検討が進められており、駅前通との接続性も十分に意識した設計とする予定です。
3	街路樹の下で休めるような空間を作してほしい。	街路樹の周りに植栽枡を設置し、併せて休憩場所としての機能を有するベンチを設置する予定です。

意見の概要		本市の考え方
自転車について		
4	<p>多くの人が集まる場所であるため、自転車で来ることにも十分に想定される。札幌駅以南には、一時駐輪場がないため、札幌駅前通も含めて、迷惑駐輪が発生している。この状況を解消することも合わせて検討し、広場に必要と想定される容量の駐輪場を設置してほしい。</p> <p>また、駐輪場の附置義務条例の趣旨に沿った来客用の駐輪場の設置をビル事業者に働きかけるなど、当広場の設置の機会に駐輪場対策を行ってほしい。</p>	<p>札幌駅周辺において、南側では札幌駅 5.5 駐輪場（紀伊國屋書店横、有料）、北 5 西 1 駐輪場（JR タワー東向い、有料）が一時利用可能です。</p> <p>しかしながら、都心部における駐輪場の不足については、都心部全体の課題であるため、関係部署において、継続して課題解決に向けた対応を実施・検討してまいります。</p> <p>なお、本広場は歩行者が常時通行し、さまざまな活用をはじめ、休憩・滞留が可能な空間とするため、広場内に駐輪場を設置する予定はございません。</p>
5	<p>主な禁止行為として、車両（自転車を含む）の乗り入れが記載されているが、自転車の乗り入れを可能としてほしい。</p>	<p>歩行者が常時通行し、さまざまな活用をはじめ、休憩・滞留が可能な空間とするため、自転車を含む車両の通行を禁止とする方向で検討しておりますが、自転車から降りて、手押しで通行していただくことは可能とする予定です。（歩行者としての扱いとなるため）</p>
周辺横断歩道の信号機について		
6	<p>「人と環境を重視した空間の創出」の実現のため、広場の東西両側の交差点の歩行者横断時間を長くしてほしい。特に道庁側との接続を良好にし、人のにぎわいを絶やさないようしてほしい。</p>	<p>信号機の運用は、交通管理者（各都道府県警察）が行っていることから、本広場供用後の交通量の状況等を見ながら、協議等を行ってまいります。</p>